

障害者自立支援法の施行状況について

- 障害者自立支援法施行にかかる市町村の取り組み状況
について 1
- 障害者自立支援法の施行に伴う施設サービスの利用状況
について 9
- 障害者自立支援法の施行に伴う居宅サービスの利用状況
について 13

福祉保健部障害保健福祉課

障害者自立支援法に係る市町村の取組状況について (支給決定事務について)

平成18年4月1日から障害者自立支援法が一部施行されたことにより、市町村においては、障害程度区分の認定及び介護給付費等の支給の要否について決定する必要がある。その準備状況を把握するため、以下の調査を実施した。

I 【調査内容】

- ・市町村審査会の設置状況
- ・認定事務の状況

II 【調査方法】

県内41市町村に対し、調査依頼を行い、市町村審査会の設置状況及び認定調査の状況について報告してもらった。

III 【調査対象時点】

当初、平成18年6月末時点としていたが、複数の市町村において6月末日までに提出がなかったため、それ以後の時点をとらえて報告している市町村もある。

IV【市町村審査会の設置状況】

市町村審査会の設置については38市町村で設置済み

(1) 審査会の設置形態

設置形態	単独設置	広域連合	委託	計
市町村数	10	28	3	41

他市町村に委託を予定している3町村については、現在委託契約について調整中である。

(2) 委員の状況

	条例上の定数	実数	合議体数
員数	180	154	33

合議体を構成する委員の定数は、5人を標準としている。

(3) 委員の分野別構成 (単位:人)

分野別	身体障害関係	知的障害関係	精神障害関係	障害当事者	その他	計
員数	39	33	46	4	32	154

(4) 委員の職種について

職種	医師	保健師	理学療法士	作業療法士	社会福祉主事	精神保健福祉士	社会福祉士	介護福祉士	その他	計
員数	31	14	5	6	4	19	11	5	59	154

V 【認定事務の状況】

(1) 認定件数

認定件数は、36市町村で2,314件である。

(2) 調査員数について

	職員	嘱託	賃金	計
員数	88	31	11	130

(3) 調査員の職種について

職種	保健師	社会福祉士	看護師	ケアマネージャー	事務	その他	計
員数	48	7	15	4	44	12	130

(4) 調査の開始時期

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
市町村数	3	5	5	16	6	6

(5) 審査会の開始時期

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月
市町村数		1	3	5	2	

(6) 一月当たりの審査会の開催頻度

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
市町村数	1	4	2	1	0	0	1	2

(7) 審査会1回当たりの審査件数

件数	6件	10件	15件	20件	25件
市町村数	1	1	2	3	4

(8) 認定済件数

認定済みの報告件数は198件で、全体の8.5%である。(平成18年6月末現在)

VI【市町村からの意見】

- 1 従来の業務と調査を兼務しており、調査件数に限りがある。
- 2 調査に時間がかかる。
- 3 知的障害者・精神障害者の調査においては判断が難しい。
- 4 主治医意見書の作成を医療機関に依頼することに苦慮している。
- 5 市町村審査会の資料作成に時間がかかる。
- 6 審査会の開催方法・運営に慣れていないため、苦慮している。研修を開催してほしい。

VI【現状について】

- 1 市町村審査会の設置については、他の市町村に委託する市町村を除いては、既に設置されており、問題ないと思われる。

委託の方法を考えている市町村も委託の相手方の市町村とは同意を得ている状況である。
- 2 認定事務については、認定済件数が少ないことから作業的には遅れている状況である。
認定事務には、主治医等の意見書が必要であり、医療機関の協力をお願いしたい。

障害者自立支援法に係る市町村の取組状況について (地域生活支援事業について)

平成18年10月1日から障害者自立支援法における地域生活支援事業が実施されることになる。市町村における地域生活支援事業の準備状況を把握するため、以下の調査を実施した。

I 【調査内容】

- ・相談支援事業について
 - ・コミュニケーション支援事業について
 - ・移動支援事業について
 - ・その他事業について
- } 必須事業

II 【調査方法】

県内41市町村に対し、調査依頼を行い、地域生活支援事業に関する考え方、準備状況について報告してもらった。

III 【調査対象時点】

当初、平成18年6月末時点としていたが、複数の市町村において6月末日までに提出がなかったため、それ以後の時点をとらえて報告している市町村もある。

IV 【相談支援事業について】

現在、相談支援事業を実施している市町村 18市町村
 未実施市町村 23市町村

(1) 10月以降の相談支援体制について

実施体制	単独実施	広域実施	検討中	計
市町村数	11	7	23	41

(2) 相談支援事業の形態

形態	単独実施	委託実施	検討中	計
市町村数	5	19	17	41

(3) 委託の場合の考え方

	既存事業者の活用	新たな事業者の活用	その他	計
市町村数	18	2	7	27

(4) 自立支援協議会の設置について

設置体制	単独設置	広域設置	検討中	計
市町村数	10	3	28	41

(5) 国庫補助事業の実施について

ア 市町村相談支援機能強化事業	実施予定市町村	7
イ 住宅入居等支援事業	実施予定市町村	7
ウ 成年後見制度利用支援事業	実施予定市町村	4

V 【コミュニケーション支援事業について】

(1) 手話通訳者、要約筆記者数

ア 市町村把握数 → 151名

(2) 事業の実施形態

実施形態	単独実施	委託実施	検討中	計
市町村数	11	13	17	41

(3) 委託の場合の考え方

	沖身協	市町村身協	その他	計
市町村数	4	3	11	18

VI 【移動支援事業について】

(1) 移動制約者数

ア 市町村把握数 → 326人

(2) 事業の実施形態

実施形態	単独実施	委託実施	検討中	計
市町村数	0	28	13	41

(3) 委託の場合の考え方

	市町村社協	指定事業者	その他	計
市町村数	18	12	5	35

VI 【その他の事業について】

実施予定事業について

(1) 更生訓練費給付事業	実施予定市町村	16
(2) 日中一時支援事業	実施予定市町村	12
(3) 点字・声の広報等発行事業	実施予定市町村	11
(4) 手話奉仕員養成研修事業	実施予定市町村	11
(5) スポーツ・レクリエーション開催事業	実施予定市町村	10
(6) 福祉機器リサイクル事業	実施予定市町村	10

(実施予定の市町村数が多い事業を抜粋)

障害者自立支援法の施行に伴う施設サービスの利用状況について

平成18年4月の障害者自立支援法一部施行により、従来の応能負担から定率負担への変更、及び食費光熱水費が自己負担となったことに伴う施設利用者負担額の増減等を把握するため、以下の調査を実施した。

【調査内容】

- ・各利用者毎の平成18年3月分及び平成18年4月分の施設利用者負担額
- ・利用者負担の増により施設を退所した方の有無(6月末までの退所者)、退所後の状況

【対象施設】

- ・県内の施設訓練等支援費対象の施設(60施設)
 - 知的障害者更生施設(21施設)、知的障害者授産施設(21施設)
 - 身体障害者更生施設(1施設)、身体障害者授産施設(7施設)、
 - 身体障害者療護施設(10施設)

【調査方法】

- ・各施設へ調査票を送付して、施設で把握する範囲で報告。

【利用者負担の増減状況について】

利用者負担は、制度改正前に比べ平均14,000円の増となっている。

利用者負担は、増額の者も減額のものもあり、全体としては食費・光熱水費が自己負担になったことにより、負担額は増加していると考えられる。

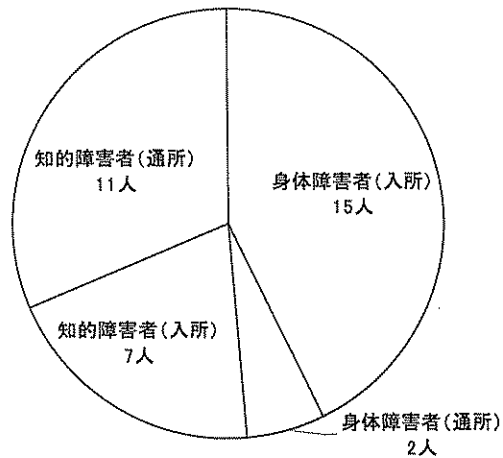
また、生活保護を受けている方も、22,000円の食費・光熱水費負担をすることとなるが、これに関しては生活保護費から支給される。下表の増減額には含まれているが、実際の負担増はない。

	回答人数	3月負担 平均	4月負担 平均	増減平均	増最大	減最大
身体障害者施設(入所)	821	25,593	48,216	22,623	81,940	-42,415
身体障害者施設(通所)	146	468	9,300	8,832	18,722	-8,500
知的障害者施設(入所)	1,536	42,632	51,566	8,934	70,733	-28,230
知的障害者施設(通所)	785	190	15,982	15,792	31,671	-5,080
計	3,288	26,422	40,367	13,945	81,940	-42,415

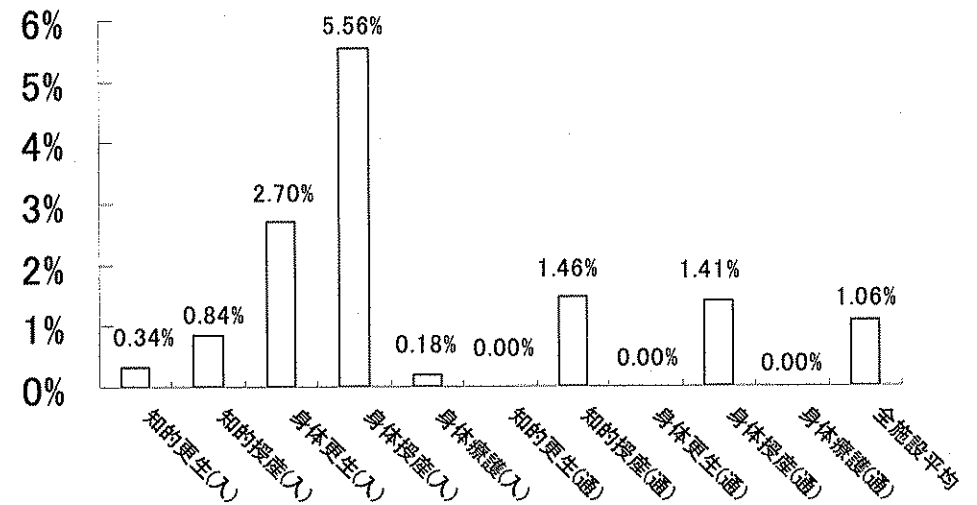
【退所者について】

県内で、負担増により退所した方は35人であった。退所者は身体障害者入所授産施設等で多く見られた。これは入所施設に関しては食費・光熱水費の負担が通所施設に比べ大きいためと考えられる。

負担増による退所者施設別人数



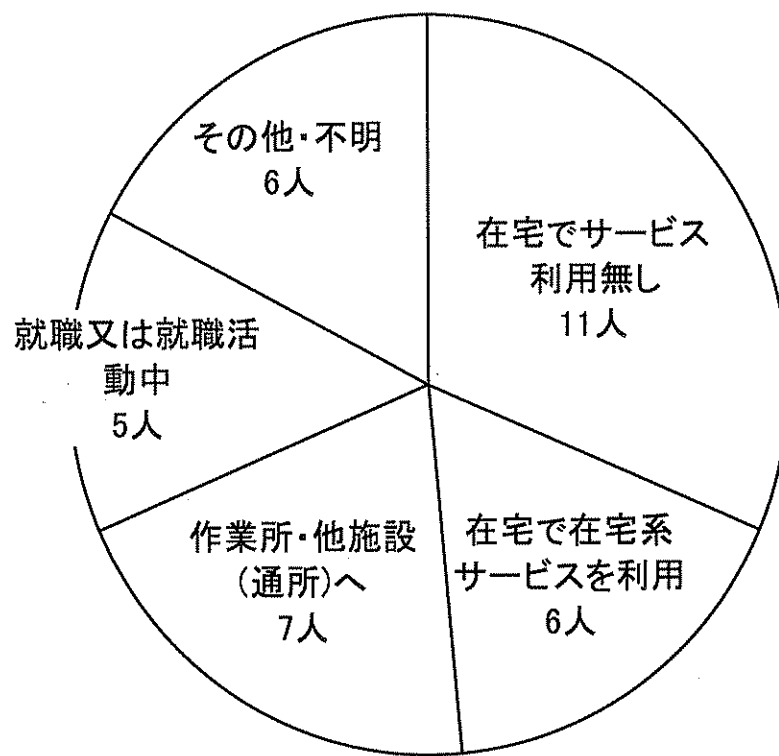
負担増による退所者の割合



【退所者の生活状況】

負担増により退所した方のうち13人の方が、通所施設や作業所、在宅サービス等のサービスを受けている。

負担増による退所者の生活状況



障害者自立支援法の施行に伴う居宅サービスの利用状況について (事業所からの報告)

平成18年4月1日から障害者自立支援法が一部施行されたことにより、障害福祉サービスの利用料が従来の応能負担から定率負担になったことに伴う居宅における障害福祉サービスの利用状況を把握するため、以下の調査を実施した。

I【調査内容】

- ・利用者負担増により障害福祉サービスの利用を辞退した者
- ・利用者負担増により障害福祉サービスの利用を控えている者

II【調査方法】

「障害者自立支援法に関する事業所説明会」に出席した居宅サービスを提供している事業所に対し、調査依頼を行い、辞退した者及び控えている者について事業所が把握している範囲で報告してもらった。

居宅サービス事業数(全体)	359 (平成18年4月1日現在)
調査依頼事業所数	208
報告事業所数	46

III【調査対象期間】

平成18年4月1日から平成18年6月30日までの3ヶ月間
(当該期間内にサービス利用を辞退した者及び控えている者の人数)

IV【サービス利用を辞退した者の状況】

利用者負担増によりサービス利用を辞退した者の数は64人となっている。

その内訳は、「ホームヘルプサービス」32人、「デイサービス」30人、「ショートステイサービス」2人となっている。

障害区分別にみると、「身体障害者」29人、「知的障害者」8人、「児童」27人となっている。

世帯区分別にみると、「低所得1」が11人、「低所得2」が15人、「一般」が27人となっており、11人が不明である。

※「低所得1」とは、市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の者

※「低所得2」とは、市町村民税非課税世帯で、「低所得1」以外の者

※「一般」とは、市町村民税課税世帯

○辞退する前のサービスの利用状況

・ホームヘルプサービス利用者	→	月23. 1時間(1日約45分の利用)
・デイサービス利用者	→	月12. 2日(1週間に約3日の利用)
・ショートステイ	→	月2. 25日(2週間に約1日の利用)

○辞退する前後のサービス利用料金の比較

・ホームヘルプサービス利用者	前283円	→	後1,980円	(月額1,697円の増)
・デイサービス利用者	前231円	→	後5,112円	(月額4,881円の増)
・ショートステイ	前 0円	→	(確認できず)	

V【サービス利用を控えている者の状況】

利用者負担増によりサービス利用を控えている者の数は64人となっている。

その内訳は、「ホームヘルプサービス」33人、「デイサービス」30人、「ショートステイサービス」1人となっている。

障害区分別にみると、「身体障害者」36人、「知的障害者」11人、「児童」17人となっている。

世帯区分別にみると、「低所得1」が17人、「低所得2」が17人、「一般」が29人となっており、4人が不明である。

○法施行前後のサービスの利用状況

・ホームヘルプサービス利用者 月22. 7時間(1日約45分の利用) → 月12. 7時間(1日約25分の利用) 月10時間(1日約20分)の減
・デイサービス利用者 月12. 4日(1週間に約3. 1日の利用) → 月8. 7日(1週間に約2. 2日の利用) 月3. 7日(1週間に約0. 9日)の減
・ショートステイサービス利用者 月5. 3日 → 月0. 8日 月4. 5日の減

○法施行前後のサービス利用料金の比較

・ホームヘルプサービス利用者	前728円 → 後3, 974円	(月額3, 246円の増)
・デイサービス利用者	前579円 → 後5, 426円	(月額4, 847円の増)
・ショートステイサービス利用者	前430円 → 後 531円	(月額101円の増)